

## 様式3 別添9－2

### 自動販売機の規格及び遵守事項

#### 1 自動販売機の規格及び条件

##### (1) 大きさ及びデザイン

###### ① 大きさ

仕様書に記載されている容積以内とする。

###### ② デザイン（外観色を含む。）

周辺環境・利用者に配慮したユニバーサルデザインとする。

###### ③ 回収ボックスの規格

仕様書に記載されている容積以内とする。

##### (2) 環境対策

###### ① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

###### ② フロンの使用

冷媒には、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用しない機種（低GWP冷媒機）とする。

ただし、前記条件に該当する機種が現在製造されていないか、調達が極めて困難な場合は、協議によりフロンガス冷媒の機種を特に認めることがある。

また、断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用しない機種とする。

#### 2 遵守事項

##### (1) 安全対策

###### ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（自動販売機据付基準策定委員会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

###### ② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法：昭和22年12月24日法律第233号）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

###### ③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

##### (2) 使用済み容器の回収

###### ① 回収ボックスの設置

原則として、自動販売機 1 台につき空き缶用及びペットボトル用各 1 個の割合で自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

ウ その他収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて設置者が適切に回収し、処理する。

(3) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

(4) 募金付き自動販売機の設置

① 設置する自動販売機は、被害者支援募金自動販売機とする。

② 被害者支援募金自動販売機を設置するには、落札後に、公益社団法人やまがた被害者支援センターと被害者支援自販機契約を締結しなければならない。

③ 募金の額は、1 本当たり 5 円以上とする。

### 3 販売商品の種類等

(1) 種類

酒類を除くペットボトル容器又は缶入りの清涼飲料水とする。

(2) 価格

寒河江市及び周辺地区における標準的な小売価格（定価）未満とする。